

## 「(仮称)新宿区移動等円滑化促進方針」(素案)からの主な変更内容

※「(仮称)新宿区移動等円滑化促進方針」(素案)からパブリック・コメントを踏まえて修正しています。  
 主な変更内容は以下のとおりです(簡易な変更や文言整理などは除いています)。

No.	変更理由	ページ	方針(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
<b>方針全般</b>				
1	No.1、44「文書のゴシック体文字使用が読みづらいので修正してほしい」との意見を踏まえて修正	—	本文の書体文字について、「ユニバーサルデザインフォント」に修正した。	本文の書体文字について、「ゴシック体文字」で作成した。
<b>第1章 移動等円滑化促進方針の策定にあたって</b>				
2	No.5「方針における高齢者、障害者等の定義を明記してほしい」との意見を踏まえて修正	2	方針における「高齢者、障害者等」の定義について、「移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)」で示す、「高齢者、全ての障害者及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者」であることを方針に明記した。	(素案では記載なし)
3	No.11、14「新宿駅周辺地区及び高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画の範囲(公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、交通安全特定事業計画)を明記してほしい」との意見を踏まえて修正	2	新宿駅周辺地区及び高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画の範囲について、公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、交通安全特定事業計画の記載を方針に追加した。	(素案では記載なし)
4	No.41「愛の手帳所持者数の推移のグラフ表題に(知的障害者)を付記してほしい」との意見を踏まえて修正	10	「愛の手帳所持者数(知的障害者)の推移」	「愛の手帳所持者数の推移」

No.	変更理由	ページ	方針(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
<b>第2章 全体方針</b>				
5	No.90「地下バリアフリールート(車椅子で単独移動可能)の標記だと、車椅子で移動可能な経路のみと解釈される恐れがあるので修正してほしい」との意見を踏まえて修正	33	「地下バリアフリールート」	「地下バリアフリールート(車椅子で単独移動可能)」
6	No.116「写真下の説明文が写真のどの部分か分かるよう修正してほしい」との意見を踏まえて修正	45 46 52 55 61	バリアフリー化の取組み内容の例として示す写真について、写真下の説明文が、写真内のどの部分を指す内容かより分かりやすくなるよう、当該部分を○で囲み、注釈を追加した。	(素案では記載なし)
7	No.128、129「自転車通行空間については、青色で着色した自転車専用通行帯の整備を進めてほしい」との意見を踏まえて修正	50	「★自転車通行空間については、青色で着色した自転車専用通行帯による整備を基本とし、通行帯の幅員が確保できない場合には、自転車ナビマーク・ナビラインにより通行帯との連続性を確保することで、歩行者や自転車の通行の安全性を高める。」	「★自転車通行空間の整備を進め、自転車が通行すべき位置を明示することにより、歩行者の安全性を高める。」
<b>その他</b>				
8	No.150、151、152「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に関する社会的背景と経緯や、改正バリアフリー法の概要を記載してほしい」との意見を踏まえて修正	124 125	資料編に、バリアフリー法に関する社会的背景と経緯や、改正バリアフリー法の概要を追加した。	(素案では記載なし)
9	No.101「公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物のそれぞれの移動等円滑化基準の概要を記載してほしい」との意見を踏まえて修正	126	資料編に、それぞれの移動等円滑化基準の概要を追加した。	(素案では記載なし)

No.	変更理由	ページ	方針(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
10	No.64、66「移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)の概要及び目標を記載してほしい」との意見を踏まえて修正	127 128	資料編に、移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要及び目標を追加した。	(素案では記載なし)
11	No.153「新宿区移動等円滑化促進方針協議会の設置要綱及び委員名簿を記載してほしい」との意見を踏まえて修正	129 ～ 131	資料編に、新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会の設置要綱及び委員名簿を追加した。	(素案では記載なし)
12	No.72、140、158、160「用語解説に、一般交通用施設、交通政策基本法、障害者差別解消法、道路移動等円滑化基準、内部障害を記載してほしい」との意見を踏まえて修正	132 ～ 137	用語解説に、「一般交通用施設」、「交通政策基本法」、「障害者差別解消法」、「道路移動等円滑化基準」、「内部障害」を、それぞれ追加した。	(素案では記載なし)
13	No.148、149「特定事業計画の用語解説について、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づく事業計画であることや、バリアフリー化の具体的内容、配慮すべき重要事項、実施予定期間を明示した事業計画であることを記載してほしい」との意見を踏まえて修正	135	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通、道路、交通安全施設について、バリアフリー化の具体的内容、配慮すべき重要事項、実施予定期間などを明示した計画のこと。区では、平成19年3月に高田馬場駅周辺地区、平成20年3月に新宿駅周辺地区で特定事業計画を定めた。」	「新宿区交通バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化を実施する事業の具体的な内容や実施予定期間などを明示した計画のこと。区では、平成19年3月に高田馬場駅周辺地区、平成20年3月に新宿駅周辺地区で特定事業計画を定めた。」